

広島県教育支援体制整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進するため、教育支援体制の整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則(昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。)、教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱(平成27年5月21日付け文部科学大臣裁定(最終改正を反映したもの。))及び教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)実施要領(平成27年5月21日付け初等中等教育局長裁定(最終改正を反映したもの。))に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる事業等)

第2条 補助の対象となる事業、補助の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)及び補助率は、別紙1から別紙3までに掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、提出部数は1部とする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)及び補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

2 規則第5条第3項の規定により付する条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業により取得した設備には、補助対象の年度及び補助により取得した旨の表示をしておくべきこと。

(2) その他交付の決定の際必要に応じて定めるもの

3 第1項第1号の規定により、軽微な変更として処理できる範囲は、交付される補助金額に変更をきたすことなく、かつ、次の各号に掲げる変更該当する場合とする。

(1) 同一品目で規格の変更

(2) 部品又は付属品の変更

(3) 製造業者又は納入業者の変更

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、知事が指示する場合には、補助事業の遂行状況について、別記様式第4号による事業遂行状況報告書により、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る県の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第8条 補助金は、精算払により支払う。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の減額)

第9条 補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、規則第13条の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理、処分)

第11条 規則第22条ただし書の規定による知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(平成14年3月25日文科科学省告示第53号)」を準用する。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した前項の財産を前項に規定する期間内に処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

3 知事は、前項の承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより当該補助事業者に収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第12条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間（第9条に規定する財産がある場合にあっては、同条に定める期間）保存しなければならない。

(実施規定)

第13条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月23日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行し、令和2年度分の補助金として、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別紙1（第2条関係）

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

1 目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 内容

(1) 内容

遊具等環境整備施設（事業年度内に認可、認定を受け、翌年度開設するものを含む。）における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

(2) 補助事業者

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1施設当たり2,000千円を上限とする。

(2) 補助率

遊具等環境整備

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 1/2以内

イ 上記以外の幼稚園 1/3以内

4 補助対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く。）

5 留意事項

- ・ 対象経費に係る設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。
- ・ 「遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備」については、交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、補助率を1/2以内とする。

別紙2（第2条関係）

認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

1 目的

認定こども園等への移行に係る事務負担を軽減するための費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条及び第17条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第27条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等（以下、「認定こども園の認可等」という。）、私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する際に都道府県又は市町に行う申請作業等について、事務職員等を雇用する場合に係る費用等を補助する。

(2) 補助事業者

学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。）

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1施設当たり1,600千円を上限とする。

(2) 補助率

1/2以内

4 補助対象経費

認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等

5 留意事項

- ・ 原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として補助金を返還すること。
- ・ 本事業の対象となる業務と他の業務を併せて行う者を雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分が分かるようにすること。
- ・ 当該業務と他の業務を併せて外部の業者等へ委託する場合は、委託内容等で当該業務に係る部分が明確に分かるようにすること。
- ・ 既に、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は対象とならない。

別紙3（第2条関係）

幼児教育の質の向上のための ICT 化支援

1 目的

幼稚園等において教育に係る資料の電子化に必要な ICT 環境の整備を促進し、幼児教育の質の向上を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 内容

幼稚園における幼児教育の質の向上のため、日々の教育実践に関する記録の保存、指導案や指導要録の作成、教職員間での円滑な共有や保護者等への円滑な情報発信を図るためのシステム導入や端末の購入等に必要な費用の補助を行う。

(2) 補助事業者

学校法人、幼保連携型認定こども園を設置する市町及び社会福祉法人

(3) 対象施設

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園

3 補助基準額・負担割合

(1) 補助基準額

1施設当たり 1,000 千円（6学級以下）

1,500 千円（7学級以上）を、それぞれ上限とする。

(2) 補助率

1/2以内

4 補助対象経費

指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。

また、資料の電子化を行うために必要となるパソコン・タブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費等を対象とする。

（削除）

5 留意事項

・教育に係る資料の電子化に必要となるパソコン・タブレット等の備品は、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資するものでなければならない。

・対象となるシステム類に搭載する機能は、資料の作成を補助するものや作成した資料を保護者や教員同士での共有を容易にするものなど、幼児教育の質の向上に配慮されたものでなければならない。

・対象経費については、当該申請年度に係る経費とし、リース料や保守費等については、原則単年度の契約とすること。（複数年契約をせざるを得ない場合については、

按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。)

- すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象とならない。
- 通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。